

柔道整復師の 施術を受けられる方へ

健康保険等の療養費は、あなた、そして健康保険等に参加されている方々の保険料等から支払われます。
医療費の適正な支出のため、ご協力をよろしくお願いします。



●対象となる負傷

医師や柔道整復師の診断又は判断により、外傷性が明らかな骨折・脱臼・打撲及び捻挫で、内科的原因による疾患ではないもの。

●健康保険等を使えるのはどんなとき？

健康保険等の

対象になるもの



- 医師や柔道整復師に骨折・脱臼・打撲及び捻挫等（いわゆる肉離れ）と診断又は判断され、施術を受けたとき

（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要）

- 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

※主な負傷例※：日常生活やスポーツ中に転んでひざを打ったり、足首を捻ったりして急に痛みが出たとき



健康保険等の

対象にならないもの



- 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- 保険医療機関（病院・診療所等）で同じ負傷等の治療中のもの
- 労災保険が適用となる
仕事中や通勤途上での負傷



保険適用には上記のような制度がありますので、柔道整復師が初検時に説明する“保険取り扱いに関する注意事項”などをよく聞いて納得の上で施術を受けましょう。